

令和 6 年能登半島地震 に関する緊急要望

令和 6 年 2 月 27 日

全国町村会

令和6年能登半島地震に関する緊急要望

令和6年1月1日、能登半島地方を震源地として発生した「令和6年能登半島地震」は、石川県をはじめ新潟県、富山県、福井県の各地に人的・物的に甚大な被害をもたらし、地域住民の生活や地域産業等に多大な影響が生じている。

発災からまもなく2ヶ月が経過するが、被災地では、甚大な住家被害や断水などにより、生活・生業の再建に不安を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされている被災者が今なお多数いるなど、まだまだ厳しい状況にある。

被災町村は、国や都道府県、全国の自治体、事業者、災害ボランティア等の支援・応援を得ながら懸命な復旧・復興作業等に取り組んでいるところであるが、甚大な被害状況に鑑み、すべての被災者の生活が一日も早く再建できるようにするためには、国による更なる支援が不可欠である。

よって、国は、下記の事項について迅速かつ万全の措置を講じること。

記

1. 被災者生活の早期再建

(1) 住宅再建が必要な全ての被災者に対し、みなし仮設を含む仮設住宅の早期建設・確保に向け、全面的な支援を行うこと。

なお、仮設住宅の建設にあたっては、集落単位での建設等、被災住民が元の場所での生活を維持できるように特段の配慮を行うこと。

(2) 自宅の復旧や仮設住宅の建設が完了するまでの間、避難所やホテル・旅館など2次避難所を継続的に確保するとともに、災害関連死を防ぐため、2次避難への理解を促進すること。

(3) 被災者生活再建支援法について、対象となる被災世帯を拡大すると

ともに、支給額を増額すること。

- (4) 政府が住宅再建支援策として検討している新たな交付金制度については、地域に関わらず公平な支援を行うこと。
- (5) 住宅再建に際し、地盤改良、擁壁修理及びジャッキアップ等の工事に対する財政支援を行うこと。
- (6) 液状化による地盤被害を受けた宅地については、熊本地震と同様の財政支援を行うこと。
- (7) 被災地域の状況に応じ、必要な物資の支援を継続するとともに、トイレ等の衛生面の確保など各避難所の環境改善に向けた取組みを引き続き支援すること。

2. 人的支援等の拡充

- (1) 被災町村の生活再建や災害復旧のための人的支援を拡充・継続すること。
- (2) 復旧・復興にあたる応援派遣職員やボランティア等の宿泊場所を確保すること。

3. 生活インフラの早期復旧

上下水道及び道路・鉄道・空港・港湾・漁港等の生活インフラの早期復旧に全力を挙げること。

4. 医療・福祉に対する支援

- (1) 児童・生徒、高齢者、障害者をはじめとする福祉支援の必要な被災者のための心のケアや福祉避難所の確保を継続すること。
- (2) 被災地における医療・福祉サービスを継続するため、医療・福祉従事者の確保に係る支援を行うこと。

5. 災害廃棄物の処理支援

膨大に発生し、災害復旧及び衛生・防災上の支障となる災害廃棄物を早期に処理するため、処理施設の確保及び被災町村の負担費用について必要な財政上の措置を講じること。

また、家屋の改修等により発生する廃棄物についても、補助対象とすること。

6. 地域経済の早期復興

農林水産業関係施設や観光業・伝統産業をはじめとする中小企業等にも甚大な被害が発生し、地域経済への深刻な影響が生じていることから、被災者が一日も早く元の生活を取り戻せるよう地域産業への十分な支援を行うこと。

7. 地方交付税等による財政支援

被災町村の復旧・復興を加速するため、補助制度の創設・拡充や地方負担に対する十分な交付税措置などの財政支援を講じること。

8. 災害に備えた体制整備

災害時に緊急に必要なとなる給水車やトイレトレーラー、トレーラーハウス等については、必要に応じ早急に確保できる体制を平時から整備しておくこと。

令和6年2月27日

全国町村会長

吉田隆行